

議案第 14 号

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 16 日提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、条例の規定を整理するため、君津市精神障害者医療費給付条例（昭和 50 年君津市条例第 3 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市精神障害者医療費給付条例の一部を改正する条例

君津市精神障害者医療費給付条例（昭和 5 0 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

君津市精神障害者医療費給付条例新旧対照表

改正案	現 行
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条第1項</u>に規定する精神障害者をいう。 (2) ～(3) 省略	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）<u>第5条</u> _____に規定する精神障害者をいう。 (2) ～(3) 省略